



商工会報 7月号

令和4年7月1日
西予市商工会
会長 沖野 健三

5月25日、第17回通常総代会が開催されました

提出された全議案が可決承認されました。
提出された議案は次の通りです。

- 第1号議案 令和3年度補正予算書（案）決定の件
- 第2号議案 令和3年度事業経過報告書並びに収支決算書承認の件（監査報告）
- 第3号議案 令和4年度事業計画書（案）並びに収支予算書（案）決定の件
- 第4号議案 令和4年度取引金融機関並びに借入最高限度額決定の件
- 第5号議案 運営規約の一部改正の件
- 第6号議案 労働保険事務組合事務処理規約の一部改正の件
- 第7号議案 一人親方団体規約の一部改正の件
- 第8号議案 役員の補充選任の件
〈新役員〉 佐藤 文明（明浜地区）

西予市商工会
6月1日時点会員数
普通会員969人
定款会員 32人
特別会員 17人



令和4年度事業計画では、①新型コロナウイルス克服に向けた伴走型支援の強化、②リスクマネジメント支援の強化、③商工会の組織強化対策の推進、以上を重点項目とし、商工業者並びに地域から信頼される組織を目指します。
各方面におかれましては、よろしくご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新入会員さんのご紹介

令和4年5月11日の理事会で、以下の事業所の方々にご加入いただきました！

事業所名	代表者名	住所	業種	
1	宇都宮 正和	西予市宇和町伊賀上1646-28	サービス業 (娯楽業以外)	
2	居酒屋 案山子	毛利 由美	西予市宇和町卯之町二丁目302	飲食業
3	兵頭オート	兵頭 富之	西予市宇和町坂戸643-2	その他
4	みかめのまちの和がみ屋	三好 教子	西予市三瓶町安土497	小売業

ご加入誠にありがとうございます！
商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う非営利団体です。
会員の皆様のご加入によって成り立っています。
相談は無料です。まずはお気軽にご相談ください。



詐欺に注意

全国で商工会を装った集金詐欺や、「事業復活支援金」や「一時支援金」を装った詐欺が発生しております。
県内でも、消費者金融会社のカードを商工会に渡せば代わりに払ってくれるといいカードを騙し取るといった詐欺被害が発生しております。
不審な点がありましたら、西予市商工会（電話：0894-62-1240）、最寄りの警察署、もしくは下記相談窓口までご連絡下さい。

【警察相談ダイヤル】
#9110



令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

インボイス（適格請求書）を交付する為には、納税地を管轄する税務署長に対して登録申請書を提出し、適格請求書発行事業所になる必要があります。登録するかは選べますが、登録しない場合には自社にどのような影響があるかを考える必要があります。
手続きや不安点など、インボイスについてのご相談も商工会では受け付けております。分かりやすい冊子もございますので、お気軽にお問合せください。



西予市商工会公式LINEアカウント

この度、西予市商工会公式LINEアカウントを開設しました。補助金情報や、経営に関するいろいろな情報をいち早くお届けします。
ぜひ友だち登録をよろしくお願いいたします！



左のQRコードを読み取るか、LINEの「友だち追加」から「検索」で『@261oddwq』と検索することで友だち登録が可能です！

福祉共済「けが」の補償 おすすめポイント

- 補償は、予期せぬ高額な費用に備えるもので
 - けがの死亡共済金・後遺障害共済金の高額支払**
月々2,000円から大きな補償！
死亡共済金は1,000万円（交通事故の場合）
入院共済金は8,000円/日など
 - 補償期間が長い**
80歳の方まで加入OK！継続加入は85歳まで
 - 手術共済金がある**
 - 長期の入院でも安心！**
最長1000日まで補償！
 - けがの補償以外の加入特典**
疾病入院見舞金・熱中症の補償・個人賠償責任
熱中症・日常生活における賠償事故も補償！
 - 天災（地震・噴火・津波）にも支払**
地震・噴火・津波によるけがも補償！
- 割引優待等、様々な加入者特典もございます！



お問合せ・お申込みは西予市商工会まで

西予市商工会

商工会HPでは、会員さんのお得情報や事業者支援のための新着情報など、常に新しい情報を配信しております！公式LINEアカウントもぜひご覧ください！

〒797-0015 西予市宇和町卯之町三丁目297番地
TEL：0894-62-1240 FAX：0894-62-5800

野村支所72-0339 三瓶支所33-0357
城川支所82-0208 明浜支所64-0311

県・市町連携

せいよGoTo買い物キャンペーン商品券

商品券

取扱店舗募集中!!

2,500円で**4,000円**分のお買い物ができる、**お得な商品券!**

販売価格 1冊2,500円 (500円×8枚綴り)
取扱店舗において販売し、販売した店舗でのみ使用可能

販売・有効期間 令和4年7月25日(月)～9月30日(金)

登録資格 市内に事業所(店舗)を有し、新型コロナウイルス感染症対策を講じている法人または個人事業主

募集期間 令和4年7月1日(金)～11日(月)

参加費 取扱店登録料・換金手数料等は**無料**です

申請方法やご不明点等ございましたら、お気軽にご連絡下さい。
【お問合せ先】西予市商工会 TEL:0894-62-1240

県 ポストコロナ対応商品開発等 支援事業費補助金

補助対象者 県内に主たる事業所を有する中小企業等

補助対象事業 ポストコロナに向けた次の取組を行う事業

- ① 高付加価値加工食品の開発
- ② 高付加価値の消毒用品等の衛生の維持を目的とした商品の開発
- ③ 巣ごもり商品・サービスの開発
- ④ インターネット・アプリを活用したサービスの開発

補助金額等 上限 **250万円** (補助率2分の1)

申請期間 令和4年7月29日(金)まで ※期間内に必着

【お問合せ】愛媛県経済労働部産業支援局
経営支援課地域産業係 田窪・西村
TEL:089-912-2484 FAX:089-912-2479



「働き方改革」にお悩みの中小企業・小規模事業者を
無料でサポートします!

あなたの会社で気になることが1つでもあればご相談ください。

- 1か月に長時間残業している従業員がいる。
- 就業規則を数年間見直し(改正)していない。
- 年次有給休暇の取得が従業員によってバラツキがある。
- 非正規雇用(パートタイム等)に正社員と同じ待遇をしていない。
- 採用してもすぐに辞めてしまう。
- 雇用の改善等をしたいがお金がかかる。



ご利用いただけるサービス

センターでの相談

支援センターに専門家(社労士)が常駐し、電話・来所・メール相談に応じます。

セミナー

各種団体の総会や研修会等にて講師を派遣し、講演を行います。

出張相談

県内にて、出張相談窓口を開設します。

企業訪問支援

希望される企業へ専門家(社労士)が直接訪問し、支援を行います。(原則3回)

【お問合せ先】愛媛働き方改革推進支援センター
TEL:0120-005-262 (フリーダイヤル)
受付時間:9時～17時(土・日・祝・年末年始を除く)

コロナ関連事業のお知らせ

第14弾

市 新型コロナウイルス感染症予防に伴う 西予市店舗リニューアル補助金

対象経費 市内に本社・本店を有する法人又は市内に店舗を有する個人事業主の、事業継続に必要な感染対策を目的として、衛生用品や備品の購入、店舗改修の実施に要した経費の一部を補助。

衛生用品 マスク、手指消毒液、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、ペーパータオル、アクリル板、透明ビニールシート、使い捨て容器など

備品 パーテーション、非接触型体温計、空気清浄機、サーキュレーター、二酸化炭素濃度計など

店舗改修 床誘導表示サインの設置、換気能力向上のための機器の取り付け、ビニールカーテンの取り付け、トイレ及び手洗いの自動水洗化など

給付額 最大 **15万円** (補助率3分の2)



令和4年4月1日以降に申請を行い、交付決定を受けた日以降に発生、契約、支払いが完了したものが対象です。申請は、一申請者につき1回限りです。

申請期間 令和5年2月28日(火)まで

【お問合せ先】西予市経済振興課TEL:0894-62-6408

市 西予市原油価格等高騰対策給付金

原油価格等の高騰の影響を受ける中小企業者等を支援します。

令和4年1～6月のうち1ヶ月間の燃料費、電気料またはガス代が、令和2年または令和3年の同月と比較して10%以上増加している市内に本社がある事業者等に給付金を給付します。

給付額 法人**10万円** 個人事業主**5万円**

申請期間 令和4年7月1日(金)～8月31日(水)まで

詳しくは西予市のホームページをご確認ください



【お問合せ先】西予市経済振興課TEL:0894-62-6408

国 経営改善計画策定支援事業

事業概要 金融支援を伴う本格的な経営改善の取組が必要な中小企業・小規模事業者を対象として、認定経営革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援し、経営改善の取組みを促すものです。中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関に対し負担する費用の3分の2を中小企業活性化協議会が負担します。

対象者 本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、資金繰り管理や採算管理など、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者

手続き手順 中小企業活性化協議会に対し、経営改善計画策定支援事業利用申請書を記入の上、添付書類とともに経営改善計画策定支援を実施する認定経営革新等支援機関と連盟で申請手続きを行うことができます。



より詳しい情報について知りたい方

制度の詳細な情報や、補助金の最大限度額、事例サンプルのほか、申請書類は左のQRコードよりダウンロードしてください。

【お問合せ先】中小企業庁事業環境部 03-3501-2876
愛媛県中小企業活性化協議会 089-970-5790